

鳥取市遠距離等通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市遠距離等通学費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、遠距離、通学上の地勢的危険等の要因により、バス若しくはJR又は自家用車により通学する鳥取市立小学校の児童、鳥取市立中学校の生徒又は鳥取市立義務教育学校の児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対し、その通学費用を補助することにより、当該保護者の負担を軽減することを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) バス（JR）定期券購入事業
- (2) 自家用車通学事業
- (3) バス（JR）定期券購入・自家用車通学併用事業

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、児童等の保護者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる経費とする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 別表第1及び別表第2に掲げる学校の区分に応じて、それぞれの表に掲げる地域からバス又はJRで通学するための定期券の購入額。
 - (2) 第3条第2号に掲げる事業 別表第3に掲げる学校の区分に応じて、同表に掲げる地域から自家用車で通学するための当該自家用車の燃料代に相当する額。
 - (3) 第3条第3号に掲げる事業 別表第4に掲げる学校の区分に応じて、同表に掲げる地域における中心地（鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める当該地域の中心地をいう。以下同じ。）から最寄りのバス停又はJRの駅まで自家用車で通学するための当該自家用車の燃料代に相当する額。ただし、第3条第1号に掲げる事業を申請しているものに限る。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合は、児童等の居住地からバス、JR又はその両方で通学するための定期券の購入額又は自家用車で通学するための当該自家用車の燃料代に相当する額についても補助対象経費とする。

- (1) 教育委員会が別に定める小規模校転入制度により就学校を変更した場合
- (2) 病気等身体上の理由により、バス又はJRを利用して通学する必要があると教育委員会が認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要があると教育委員会が認める場合

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、次の表に掲げる区分に応じて、同表の算定方法に定めるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

区分	算定方法	摘要
第3条第1号に掲げる事業	12月分を限度として児童等1人につき、定期券の購入額から別表第5に定める額(以下「自己負担額」という。)を控除して得た額	定期券の紛失、盗難等による再購入に対する再度の補助は認めない。
第3条第2号に掲げる事業	11月分を限度として自家用車1台1月につき、次の算式を適用して算出した額 ・児童等の通学距離(km)×1,280(円) －自己負担額	同一の世帯内に2人以上の児童及び生徒がおり、それぞれ1台の自家用車で別々の学校に通学する場合、通学距離は最も長い距離を、自己負担額は最も低い額を適用して算定する。
第3条第3号に掲げる事業	12月分を限度として自家用車1台1月につき次の算式を適用して算出した額 ・地域の中心地から最寄りのバス停又はJRの駅までの距離(km)×1,280(円)(ただし、(1)の定期券の通用期間が1日から10日間の場合は426(円)とし、11日から20日間の場合は853(円)とする。)	定期券の紛失、盗難等による再購入に対する再度の補助は、認めない。

- 2 前条第2項各号に掲げる場合の本補助金の算定については、児童等の通学状況の態様を勘案し、教育委員会が別に定める。

(交付申請等)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の交付申請書を申請する期間の年度内に通学する小学校又は中学校又は義務教育学校の校長(以下「学校長」という。)を通じ、市長に提出しなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次の各号

に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 バス（JR）定期券購入事業計画書（様式第1号）。ただし、申請人の代理として、学校長が提出するものについては、バス（JR）定期券購入者集計表（様式第4号）の作成をもって、様式第1号に替えることができる。
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 自家用車通学事業計画書（様式第2号）
- (3) 第3条第3号に掲げる事業 バス（JR）定期券購入・自家用車通学併用事業計画書（様式第3号）

3 規則第4条の申請書に添付すべき同条第4号に規定する書類は、3条第1号及び第3号に掲げる事業にあつては定期券の写し、領収書の写し等経費の負担が確認できる書類とし、児童等に高校生その他これに準ずる者で教育委員会が認めるもの（以下「高校生等」という。）の兄又は姉がいる場合にあつては当該兄又は姉の在学証明書等とする。

4 本補助金の交付の申請事項に変更が生じた場合は、速やかに規則第9条の変更申請書を、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、転居、転校等により児童等がバス若しくはJR又は自家用車で通学する必要がなくなったときは、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

（着手届の提出等）

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 第3条第2号に掲げる事業 自家用車通学事業報告書（様式第2号）
- (2) 第3条第3号に掲げる事業 バス（JR）定期券購入・自家用車通学併用事業報告書（様式第3号）

2 第3条第1号に掲げる事業にあつては、規則12条のただし書きの規定により実績報

告を要しないものとする。

(委任)

第12条 学校長に次に掲げる事項を委任する。

- (1) バス（JR）定期券購入者集計表（様式第4号）、
- (2) 児童等の通学の実態及び家族状況の把握

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(遠距離通学費補助金交付要綱の廃止)

- 2 遠距離通学費補助金交付要綱（昭和51年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の遠距離通学費補助金交付要綱（以下「廃止前の要綱」とい
う。）の規定により交付の決定を受けた補助金については、なお廃止前の要綱の例による。

(施行期日)

- 4 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 5 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 6 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 7 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

(施行期日)

- 8 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 9 この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

(施行期日)

- 10 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 11 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

12 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

学 校	地 域
稲葉山小学校	百谷
江山学園（前期課程）	横枕、猪子、赤子田、下砂見、中砂見、上砂見、岩坪
大正小学校	野寺
東郷小学校	有富、高路
明治小学校	口細見、尾崎、小原、河内、丹防、安蔵
世紀小学校	高住、良田、野坂、下段、大塚、上段、尾崎、上原
湖南学園（前期課程）	瀬田蔵（瀬田蔵バス停から乗降車するものに限る。）、洞谷、双六原、矢矯
末恒小学校	小沢見
津ノ井小学校	祢宜谷
国府東小学校	雨滝、木原、下木原、石井谷、大石、栃本、楠城、上地、下上地、上荒舟、荒舟、山崎、中河原、松尾、吉野、新井、山根
福部未来学園（前期課程）	左近、久志羅、中、蔵見、南田、八重原、砂丘、浜湯山、東湯山、山湯山
河原第一小学校	布袋、夢ヶ丘、稲常、釜口、六日市、天神原、高津原、三谷
西郷小学校	北村、弓河内、神馬
散岐小学校	山上、小倉、和奈見
用瀬小学校	江波、小畑、夏明、屋住、山口、松原、岡、塚の原、川中、鳥居野、宮原、駅前、樟原、上土居、下土居、馬路、下平、旭ヶ丘、馬橋、美成（鷹狩バス停から乗降車するものに限る。）、余井
佐治小学校	栃原、中、尾際、余戸、河本、森坪、上大井、古市、大井、上葛谷、ほき元団地、刈地、葛谷、小原
宝木小学校	上光
鹿野学園（前期課程）	寺内、宮方、中園東、中園西、木梨、岡井、重山、梶掛、小別所、来日、鷲峰、矢原、河内下条、河内上条、鬼入道、二ツ家（6年生を除く。）、法楽寺（6年生を除く。）、広木（6年生を除く。）、
青谷小学校	小畑、河原、山根、早牛、蔵内、下蔵内、大坪、奥崎、養郷、望町、善田、下善田、桑原、澄水、楠根、紙屋、田原谷、鳴滝、北河原、川積、亀尻、栄町、城山、吉川、露谷、長和瀬、絹見、引地
南中学校	国安、円通寺、西円通寺、八坂（待居バス停から乗降車するものに限る。）、
江山学園（後期課程）	下砂見（下砂見、西河内、神戸公民館前バス停から乗降車するものに限る。）、中砂見、上砂見、岩坪
高草中学校	良田、大塚、上段、尾崎、上原、口細見、報徳、松上、槇原、小原、河内、丹防、安蔵、西今在家（今在家バス停から乗降車するものに限る。）、篠坂、中村、有富、高路
湖東中学校	伏野、白兔、小沢見、美萩野一丁目から三丁目まで（JR末恒駅からJRで通学するものに限る。）、美萩野四丁目、美萩野五丁目、三津
湖南学園（後期課程）	矢矯
国府中学校	雨滝、木原、下木原、石井谷、大石、栃本、楠城、上地、下上地、上荒舟、荒舟、山崎、中河原、松尾、吉野、新井、山根

福部未来学園 (後期課程)	左近
河原中学校	六日市、北村、弓河内、小畑、湯谷、小河内、神馬、和奈見、山上、小倉、今西
千代南中学校	江波、小畑、夏明、屋住、山口、川中 栃原、中、尾際、余戸、河本、細尾、つく谷、小田、畑、大水、 万蔵、福園、加瀬木、高山、湊尻、下加瀬木、森坪(別表第5備考 第3項を適用する。)
気高中学校	殿、飯里、上原、下石、田仲、山宮、船磯、宿、上光
鹿野学園(後期 課程)	河内上条、河内下条、矢原、梶掛、重山、岡井
青谷中学校	小畑、河原、山根、早牛、桑原、澄水、楠根、紙屋、田原谷、絹見、 引地
備考 通学距離が小学校(湖南学園、福部未来学園、鹿野学園及び江山学園にあって は前期課程)にあっては3km以上、中学校(湖南学園、福部未来学園、鹿野学園及 び江山学園にあっては後記課程)にあっては5km以上のものに限る。	

別表第2(第5条関係)

学 校	地 域
明治小学校	鴻ノ巣団地
用瀬小学校	鷹狩
宝木小学校	水尻
国府中学校	神垣、清水
千代南中学校	上大井、古市、大井、上葛谷、ほき元団地、刈地、葛谷、小原
備考 千代南中学校の地域は、別表第5備考第3項を適用する。	

別表第3(第5条関係)

学 校	地 域
末恒小学校	内海中
湖南学園小学校	御熊
瑞穂小学校	日光
浜村小学校	船磯
用瀬小学校 千代南中学校	板井原
鹿野学園(前期 課程)	小畑(6年生を除く)
備考 通学距離の算定は、この表に掲げる学校に応じて、それぞれの地域における居 住地から当該学校までの実際の距離とする。	

別表第4（第5条関係）

学 校	地 域
稲葉山小学校	上野
明治小学校	奥細見
国府東小学校	菅野、神護
福部未来学園 （前期課程）	上野
佐治小学校	津無
宝木小学校	奥沢見
青谷小学校	八葉寺、山田、上露谷
東中学校	上野
高草中学校	奥細見
湖東中学校	内海中
江山学園（後期 課程）	下砂見（下山、神坂バス停）
国府中学校	菅野、神護
福部未来学園 （後期課程）	上野
千代南中学校	梨原、津野、津無（別表第5備考第3項を適用する。）
気高中学校	奥沢見
青谷中学校	八葉寺

別表第5（第6条関係）

児童等の区分		第1子		第2子		第3子以降		
		児童	生徒	児童	生徒	児童	生徒	
定期券購入者の負担額	月数分	1月分	2,430円	4,860円	1,215円	2,430円	0円	0円
		複数月分	上記の額に購入した月数を乗じて得た額					
	端数分	1～10日間分	810円	1,620円	405円	810円	0円	0円
		11～20日間分	1,620円	3,240円	810円	1,620円	0円	0円
21日～1月間分		2,430円	4,860円	1,215円	2,430円	0円	0円	
自家用車通学者の負担額		2,430円	4,860円	1,215円	2,430円	0円	0円	
備考								
<p>1 同一世帯に2人以上の児童等がいる場合、当該世帯内の年齢が最も高い児童等を第1子とし、その後年齢の高い順に第2子、第3子以降の子とする。ただし、当該世帯内に高校生等がいる場合、当該世帯内の年齢が最も高い高校生等を第1子とし、その後年齢の高い順に第2子、第3子以降の子とする。</p> <p>2 1月以上の通用期間がある定期券を購入し、当該通用期間に1月未満の端数日数が生じる場合は、当該端数日数に応じて端数分の額を加算するものとする。</p> <p>3 学校統廃合等の要因で通学方法が変更される際、新たにバス通学となる場合又は徒歩若しくは自転車通学が適当であるにも関わらず、地勢的等理由によりバス等の負担の生じる通学を余儀なくされる場合は、余儀なくされる要因が解消されるまでの適切な期間内において、第1子に係る負担額の2分の1を減免する。</p>								

様式第1号（第7条、第12条関係）

バス（JR）定期券購入事業計画（報告）書

通学先	小（中）学校					
通学児童(生徒)氏名				学年		
				学年		
				学年		
	通学児童(生徒)人数 計			(ア)	人	
乗車区間	自宅側		学校側			
	停留所(駅)		⇔		停留所(駅)	
	単価		片道		円	
定期券情報	通用期間	年 月 日～ 年 月 日		(イ)	ヶ月(ウ) 日	
	金額	1枚あたりの金額	円		購入枚数	枚
		購入金額合計				(エ)
兄又は姉の有無 ※中学生・高校生等の 兄又は姉を記入	番号	氏名			通学先	
	1					
	2					
	3					
	4					
		(中学生) 高校生等の兄又は姉の人数 計			(オ) 人	
月数に応じた負担額 (ア), (イ)の人数に応じて右表の該当欄に☑ 定期券購入月数に応じた負担額を算定	(表)	(ア)	0人	1人	2人以上	
	(イ)	1人	□ 円	□ 円	□ 円	
		2人以上	□ 円	□ 円	□ 円	
		「1ヶ月の負担額」×「(イ)ヶ月」＝「(カ)月数に応じた負担額」 () 円×() ヶ月＝(カ) 円				
自己負担額	(表)	端数定期の日数	(ア)	0人	1人	2人以上
		1～10日	1人	□ 円	□ 円	□ 円
			2人以上	□ 円	□ 円	□ 円
		11～20日	1人	□ 円	□ 円	□ 円
			2人以上	□ 円	□ 円	□ 円
		21～30日	1人	□ 円	□ 円	□ 円
			2人以上	□ 円	□ 円	□ 円
合計	「(カ)月数に応じた負担額」+「端数の負担額」＝「(キ)自己負担額」 () 円+ () 円＝(キ) 円					
補助金額	「(エ)定期券購入額」－「(キ)自己負担額」＝「(ク)補助金額」 () 円－ () 円＝(ク) 円					
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/>					

様式第2号（第7条、第12条関係）

自家用車通学事業計画（報告）書

通学先	小学校					
	中学校					
通学期間 ※8月は期間に数えない	年 月 ~ 年 月	(A)	ヶ月間			
通学児童（生徒） 氏名			小・中	学年		
			小・中	学年		
			小・中	学年		
			小・中	学年		
	小学生 計		(ア)	人		
中学生 計		(イ)	人			
通学距離	地域名	地域から小学校までの通学距離	(ウ)	km		
		地域から中学校までの通学距離	(エ)	km		
	(ウ), (エ)のうち長い方の通学距離		(オ)	km		
兄弟の有無 ※高校生等の兄又は姉 を記入	番号	氏名	通学先			
	1					
	2					
	3					
	高校生等の兄又は姉の人数 計		(カ)	人		
中学生・高校生等の人数 {(イ)+(カ)}		(キ)	人			
自己負担額 (1)小学生の負担額 ※(ア), (キ)の人数に応じて 右表の該当欄に☑	(表)	(ア) (キ)	0人	1人	2人	3人以上
		0人	—	□ 円	□ 円	□ 円
		1人	—	□ 円	□ 円	□ 円
		2人以上	—	□ 円	□ 円	□ 円
	小学生の負担額 (ク)					円
(2)中学生の負担額 ※(イ), (カ)の人数に応じて 右表の該当欄に☑	(表)	(イ) (カ)	0人	1人	2人	3人以上
		0人	—	□ 円	□ 円	□ 円
		1人	—	□ 円	□ 円	□ 円
		2人以上	—	□ 円	□ 円	□ 円
	中学生の負担額 (ケ)					円
(3)自己負担額	(ク), (ケ)のうち低い方の負担額				(コ)	円
補助金額	「(オ)通学距離 (km)」×「1,280」－「(コ)自己負担額」 ＝「(サ)1月当たりの補助金額」 ()km×1,280円－()円＝ (サ) 円					
	「(サ)1月当たりの補助金額」×「(A)ヶ月間」＝「(シ)補助金額」 ()円×()ヶ月間＝ (シ) 円					
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/>					

様式第3号（第7条、第12条関係）

バス（JR）定期券購入・自家用車通学併用事業計画（報告）書

（表面）

通学先	小（中）学校		
通学児童（生徒） 氏名			学年
			学年
			学年
		通学児童（生徒）人数 計	(ア) 人
乗車区間	自宅側	学校側	
	⇔		
		停留所（駅）	停留所（駅）
		単価	片道 円
定期券情報	通用期間	年 月 日～ 年 月 日	(イ) ヶ月(ウ) 日
	金額	1枚あたりの金額 円	購入枚数 枚
		購入金額合計 (エ)	
兄又は姉の有無 ※中学生・高校生等の 兄又は姉を記入	番号	氏名	通学先
	1		
	2		
	3		
	4		
		(中学生) 高校生等の兄又は姉の人数 計	(オ) 人
自家用車使用区間	地域名	⇔	自宅側 停留所（駅）
使用距離	地域の中心地から最寄りのバス停（駅）までの距離		(ケ) km
端数の補助額 ※表面(ウ)の日数に 応じて該当に☑	1～10日	⇒ □426円	端数の補助額
	11～20日	⇒ □853円	※表面(ウ)の日数に 応じて該当に☑
	21～1ヶ月	⇒ □1,280円	
※金額を計算	(ケ) × (コ)		= (サ) 円
	()km × ()円		= (サ) 円
加算金額合計	「(ケ)使用距離」×「1,280」×「(イ)ヶ月」+ (サ) = 「(シ)補助金額」		
	()km × 1,280 × ()ヶ月 + ()円 =		(シ) 円
補助金額	(ク) + (シ)		= (ス) 円
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/>		

様式第4号（第7条、12条関係）

バス（JR）定期券購入者集計表

No.	学年	児童生徒氏名	フリガナ	取引コード	保護者氏名	住所	停留所（駅）		第何子	単価	定期券		補助金請求額	引換場所	取引済 ⑤	通用期間
							自宅側	学校側			定価	販売額				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
合計																

